

横須賀市報

第1930号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告示

- ◇土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について..... 15641
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇除却広告物等の保管について..... 15642
- ◇放置自転車等の移動について..... //
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... 15643
- 公告**
- ◇物品の売払いに係る一般競争入札について..... //
- ◇不動産差押書の公示送達..... //
- ◇債権差押調書の公示送達..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇交付要求通知書の公示送達..... //
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について..... 15644
- ◇横須賀都市計画道路事業の変更認可に関する図書の写しの縦覧について..... //
- ◇農用地利用集積等促進計画について..... //
- 訓令**
- ◇人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程中一部改正..... 15645
- 上下水道局告示**
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... 15646
- 教育委員会告示**
- ◇教育委員会定例会の招集について..... //
- 選挙管理委員会告示**
- ◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の

- 数について..... //
- ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者の選任替えについて..... //
- ◇衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に係る期日前投票所における投票管理者職務代理者の選任替えについて..... //

正誤

告示

横須賀市告示第18号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

- 1 縦覧の期間 令和8年4月1日から同年6月1日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 2 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 縦覧の場所 横須賀市税務部資産税課

横須賀市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年2月1日	きずなデイサービス	横須賀市久比里1丁目18番10号スカイパレス1階	地域密着型通所介護	横須賀市久比里一丁目18番10号株式会社きずな 代表取締役 鈴木雅也
同	デイサービス FreeFit・久里浜	横須賀市舟倉1丁目16番7号グレース久里浜1F	地域密着型通所介護	横浜市港北区大曽根一丁目20番2号株式会社 のんびり 代表取締役 小田嶋公理

横須賀市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年1月31日	しんわデイサービス 佐原	横須賀市佐原4丁目8番23号	通所介護	横須賀市走水二丁目5番6号株式会社しんわ 代表取締役 森 ペン

横須賀市告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和8年 2月1日	オーブントア横須賀	横須賀市米が浜通1丁目 6番地村瀬ビル8階	就労継続支援B型	千葉県千葉市中央区港町12番11号 株式会社ITF 代表取締役 前田直樹
--------------	-----------	--------------------------	----------	--

横須賀市告示第22号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	1	大津町2丁目地内	令和8年1月5日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	大矢部5丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第23号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和8年2月25日

横須賀市長 上地克明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和8年1月5日から同月30日まで	台 54	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	19	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	8	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	15	1	追浜町2丁目、港が丘1丁目、田浦町5丁目、本町2丁目、米が浜通2丁目、平成町2丁目、上町3丁目、衣笠栄町3丁目、平作8丁目、小矢部1丁目・3丁目、久里浜2丁目及び長沢1丁目地内の道路	同
同	1	0	衣笠駅第2自転車等駐車場	同
同	0	1	北久里浜駅第1自転車等駐車場	同
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

同	1	0	浦賀駅第2自転車等駐車場	同
---	---	---	--------------	---

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

横須賀市告示第24号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和8年2月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和8年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
2,688	旧	久里浜8丁目1948番の3地先から 久里浜8丁目1947番の2地先まで	メートル 2.4	メートル 12.6
	新	久里浜8丁目1948番の1地先から 久里浜8丁目1947番の2地先まで	2.4	1.0
2,884	旧	野比1丁目992番の1地先から 野比1丁目910番の2地先まで	1.8～ 3.4	35.6
	新	野比1丁目992番の1地先から 野比1丁目908番の1地先まで	1.9～ 4.5	40.1
2,887	旧	野比1丁目908番の1地先から 野比1丁目910番の2地先まで	1.8～ 2.0	19.7
	新	野比1丁目908番の1地先から 野比1丁目910番の6地先まで	4.2～ 4.3	13.2
4,426	旧	秋谷字仲里4540番の38地先から 秋谷字仲里4417番の16地先まで	1.8～ 2.5	68.1
	新	秋谷字仲里4540番の38地先から 秋谷字仲里4417番の8地先まで	2.3～ 2.5	9.9

公 告

横須賀市公告第29号 (令和8年2月17日) 掲示済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。
令和8年2月17日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第30号 (令和8年2月19日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、不動産に係る差押書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和8年2月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第31号 (令和8年2月19日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書の本送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年2月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第32号 (令和8年2月19日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和8年2月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第33号 (令和8年2月19日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和8年2月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第34号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和8年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	・1-71
横浜 横須賀	・2-22
横浜 横須賀	91-08
横浜 横須賀	91-25
横浜 横須賀	・2-30
横浜 横須賀	・1-82
横浜 横須賀	31-69
横浜 横須賀	・1-99
横浜 横須賀	32-34
横浜 横須賀	31-83
横浜 横須賀	・2-02
横浜 横須賀	32-02
横浜 横須賀	・1-97
横浜 横須賀	・2-21
横浜 横須賀	・1-76

横須賀市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から横須賀都市計画道路事業3・3・2号安浦下浦線及び3・4・1号大津長沢線の事業計画の変更認可に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和8年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第36号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 記の1
- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目148番、149番、150番、159番、160番及び161番
 - 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井3丁目23番14号
長谷川 昭 雄
 - 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目9番34号
原 田 克 雄
 - 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男
- 記の2
- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3752番2
 - 中間管理権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市長井2丁目13番18号
株式会社シテコベ
代表取締役 嘉 山 淳 平
 - 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
東京都大田区東雪谷3丁目14番23号
木 地 本 晴 美
 - 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地

公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の3

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井6丁目3293番
- 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目7番17号
三 富 和 浩
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井6丁目16番15号
木 地 本 峯 子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の4

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井6丁目3358番1
- 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市衣笠栄町1丁目54番地
岸 智
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目10番9号
岩 澤 秀 行
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の5

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井5丁目3234番
- 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林4丁目456番1号シティハイムナガノA101
水 野 直 太
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目10番9号
岩 澤 秀 行
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の6

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3741番、3761番、3762番、3980番2及び4147番6並びに長井6丁目3431番及び4394番
- 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林4丁目456番1号シティハイムナガノA101
水 野 直 太
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井6丁目25番19号
齋 藤 雄 次
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町2番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の7

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井6丁目4395番
- 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林4丁目456番1号シティハイムナガノA101
水 野 直 太
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名

<p>横須賀市長井6丁目24番6号 齋藤 加代子</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の8</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林5丁目1222番</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井3丁目6番19-3号 長 瀬 崇 也</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林2丁目10番9号 岩 澤 秀 行</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の9</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市須軽谷永作213番1、213番2、234番2、238番1及び241番</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市武3丁目5番17号ストリュームアゼリア201 原 吉 弘</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井6丁目17番46号 鈴 木 浩 之</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の10</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市須軽谷中ノ町442番及び423番並びに須軽谷扇山1174番1</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市津久井5丁目17番2号 原 田 靖 久</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市須軽谷332番地 斉 藤 時 子</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の11</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市須軽谷西原552番及び553番乙</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市須軽谷374番地 廣 川 公 一</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林5丁目530番地 岸 善 和</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の12</p>	<p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市須軽谷西原547番地1</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目79番地 永 野 隆 春</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林5丁目1番1号 青 木 秀 和</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の13</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市長坂4丁目1932番、2254番、2257番1、2257番4、2258番、2259番、2260番、2261番1、2262番1、2262番4、2263番、2264番及び2265番</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名 横須賀市林5丁目3番24-201号 有限会社松代ハイテクファーム 代表取締役 坂 本 竜 司</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂4丁目14番16号 副 本 弓 佳</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の14</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市芦名1丁目667番並びに佐島3丁目1178番1、1178番2、1178番3及び1178番4</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市津久井1丁目16番5号 長谷川 徹</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市芦名2丁目13番20号 高 橋 吉 蔵</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p> <p>記の15</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市秋谷峯山5193番1、5193番3、5194番1、5195番1、5196番、5196番2、5197番及び5197番2</p> <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名 茅ヶ崎市南湖5丁目1番4号ブルメリア302 八 木 努</p> <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市秋谷5188番地 新 倉 勝 則</p> <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町2番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持田 文 男</p>
---	---

訓 令 甲

横須賀市訓令第1号
人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程（平成18年横

須賀市訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。
令和8年2月25日

横須賀市長 上地 克明

- 第1条中「、あっせん」を削る。
- 第4条第1項中「審議」を「審理」に改め、同条第3項中「審議期間」を「審理期間」に改める。
- 第5条第4項を次のように改める。
- 4 委員長が欠席し、又は第9条第2項に該当した場合は、他の委員がその職務を代理する。この場合において、当該職務を代理する委員の順序は、第3条第2号から第5号までのとおりとする。
- 第8条第1項中「苦情処理申出書(第1号様式)」の次に「及び市長が定める資料」を加え、同条第4項中「説明を受けた日から当該人事評価の評価期間の末日の属する年度の翌年度の4月末日」を「交付を受けた日から起算して20日以内」に改

める。
第10条第1項後段及び第12条中「、あっせん」を削る。
附則
この規程は、令和8年3月1日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第5号
横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和8年2月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
696	株式会社PRIME GROUP	九貫 綾汰	東京都台東区千束二丁目19番7号	令和8年1月19日	令和13年1月18日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第2号(令和8年2月2日) 掲示済
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和8年2月2日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 聡

- 1 日時 令和8年2月5日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について
 - (2) 令和7年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
 - (3) 令和8年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について
 - (4) 博物館リニューアル事業者選考委員会条例制定議案の提出について
 - (5) 市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について
 - (6) 物品の買入れ議案の提出について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第62号(令和7年9月1日) 掲示済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、次のとおりです。

令和7年9月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

- 1 選挙権を有する方の総数の50分の1の数 6,496人
- 2 選挙権を有する方の総数の3分の1の数 108,252人
- 3 選挙権を有する方の総数の6分の1の数 54,126人

横須賀市選挙管理委員会告示第21号(令和8年2月1日) 掲示済
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者について、次のとおり選任替えをしました。
令和8年2月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第22号(令和8年2月4日) 掲示済
令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。
令和8年2月4日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口 道夫

(次のとおりは略)

正誤

令和7年4月1日付け横須賀市報外第4号17ページ横須賀市規則第29号中
「附則」は
「第28条第3項本文中「50万円」を「100万円」に改める。
附則」
の誤り

令和7年12月17日付け横須賀市報外第18号25ページ横須賀市規則第78号中

「300 700」は「350 700」の誤り